

尾道市マリン・ユース・センター
指定管理者募集要項

令和 7 年 1 0 月
尾道市教育委員会

尾道市マリン・ユース・センター指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

(1) 名称

尾道市マリン・ユース・センター

(2) 所在地

尾道市向島町立花3035番地3

(3) 設置目的

青少年の健全育成及び海洋性スポーツレクリエーションの普及並びに海事思想の普及を図るため

(4) 施設概要

別紙尾道市マリン・ユース・センター施設概要のとおり

2 指定管理者指定の目的

本施設の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第2号）及び尾道市マリン・ユース・センター設置及び管理条例（平成17年条例第54号。以下「設置管理条例」という。）の趣旨に則り、利用者サービスの向上、利用の促進、経費の削減及び業務の効率化を目指すものである。

3 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間

4 指定管理者に代行させる業務等の範囲

設置管理条例第6条に規定する業務及び警備業務（詳細は、別紙尾道市マリン・ユース・センター指定管理者仕様書のとおり）

5 管理の基準

(1) 休館日

設置管理条例第8条に規定するとおり。なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、休館日に開館することができる。

(2) 利用時間

設置管理条例第9条に規定するとおり。なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、利用時間を延長することができる。

(3) 警備業務

施設警備及び利用者の安全を確保すること。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、法、設置管理条例その他関係法令等を遵守すること。

6 指定管理料

- (1) 指定管理業務に係る費用は、3に定める指定管理期間を通して金72,500,000円以内（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。）を、尾道市の会計年度毎に協定書で定める額を支払うものとする。
- (2) 具体的な指定管理料の支払方法については、協定書に定めるとおりとする。

7 利用料金制

指定管理者は、利用料金を設置管理条例第14条に定める範囲で自らの責任において決定（教育委員会の承認が必要）し、自らの収入とするものとする。

8 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に法人を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とする。

ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する団体等
 - (2) 法第244条の2第11項の規定により、尾道市又は他の地方公共団体から指定管理の全部又は一部を取り消され、その取消しの日から1年（他の地方公共団体の場合は6か月）を経過しない団体等
 - (3) 法第244条の2第11項の規定により、尾道市又は他の地方公共団体から指定管理の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月（他の地方公共団体の場合は3か月）を経過しない団体等
- ※上記(2)及び(3)の場合、取消し等の理由が指定管理者の責めに因らない場合は、この限りではない。
- (4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税を滞納している団体等
 - (5) 団体等の代表者が、国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税を滞納している団体等
 - (6) 手形、銀行取引停止処分又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
 - (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
 - (8) 破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続について申立てがなされ、この手続が終了していない団体等
 - (9) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
 - (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない団体等
 - (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、

その状況が改善しない団体等

- (12) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等

ア 尾道市マリン・ユース・センター指定管理者選定委員会の委員

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）

9 契約保証金

- (1) 契約保証金額

提案額の4か月分に相当する額以上とする。

- (2) 納付期限

当該指定議案の議決日の前日まで。

- (3) 減免

国債若しくは地方債、履行保証保険又は金融機関が発行する保証書（銀行保証）等の確実な担保が提出されたときは、これを免除する。

10 スケジュール

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 公告 | 10月31日（金） |
| (2) 募集要項等資料配布期間 | ～11月10日（金） |
| (3) 質問書提出期限 | 11月10日（金） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 11月10日（金） |
| (5) 質問に対する回答 | 11月17日（金）までに随時 |
| (6) 指定管理者指定申請書・提案書の提出期限 | ～11月25日（火） |
| (7) 選定委員会による面接等 | 11月下旬～12月中旬 |
| (8) 優先交渉権者の発表 | 12月中旬 |
| (9) 仮協定書の締結 | 12月下旬～1月上旬 |
| (10) 指定管理者の指定 | 市議会定例会の議決後 |

11 募集要項等の配布

- (1) 配布期間

令和7年10月31日（金）から11月10日（月）まで

- (2) 配布方法

尾道市ホームページからダウンロード

- (3) 配布資料

ア 尾道市マリン・ユース・センター指定管理者募集要項

イ 尾道市マリン・ユース・センター指定管理者仕様書

ウ 指定管理者指定申請書（様式1）

エ 尾道市マリン・ユース・センター事業計画書（様式2）

オ 指定予定期間の年度ごと及び全体の収支計画（様式3）

- カ 尾道市マリン・ユース・センター指定管理募集にかかわる質問書（様式４）
- キ 尾道市マリン・ユース・センター指定管理者公募参加表明書兼誓約書（様式５）
- ク 設置管理条例
- ケ 規則
- コ 尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
- サ 尾道市教育委員会の管理する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則
- シ 参考資料（過去３年の利用料等収入、管理経費、利用者数）

12 質疑応答

- (1) 提出期限
令和７年１１月１０日(月)
- (2) 提出書式
尾道市マリン・ユース・センター指定管理募集にかかわる質問書（様式４）
- (3) 提出方法
生涯学習課へ電子メールで提出すること。
- (4) 回答
令和７年１１月１７日(月)までに、電子メールにより随時回答する。
- (5) その他
 - ア 募集要項等に対する質問は、参加表明を行った者のみが提出できる。口頭による質問は受け付けない。
 - イ 提出された質問のうち、単なる意見に過ぎない内容や誹謗中傷の類が含まれるものについては、回答しない。

13 参加表明書

- (1) 提出期限
令和７年１１月１０日(月)
- (2) 提出書類
尾道市マリン・ユース・センター指定管理者公募参加表明書兼誓約書（様式５）
- (3) 提出方法
生涯学習課へ電子メールで提出すること。
- (4) その他
参加表明書を提出後、応募を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

14 指定管理者指定申請書・提案書

- (1) 提出期限
令和７年１１月２５日（火）
- (2) 提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書（様式１）

- イ 尾道市マリン・ユース・センター事業計画書（様式２）
 - ウ 指定予定期間の年度ごと及び全体の収支計画（様式３）
 - エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本その他これらに類するもの
 - カ 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書その他これらに類するもの
 - キ 前事業年度の収支報告書及び事業報告書その他これらに類するもの
 - ク 同種又は類似施設の管理運営実績が分かる書類（実績がある場合のみ）
 - (ア) 同種又は類似施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等
 - (イ) 同種又は類似施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
 - (ウ) 同種又は類似施設の管理運営経費が明確に分かる収支決算書等
 - ケ その他必要な書類
- (3) 提出方法
- 開庁日の９時から１７時までの間、生涯学習課へ持参すること。
- (4) 提出部数
- ８部（原本１部、コピー７部）
- (5) 注意事項
- ア 提案書提出後の辞退は一切認めない。
 - イ 提案書の内容変更は、明らかな間違い及び軽微な事項を除き認めない。

15 選考方法

提出書類の審査を通過した者を対象とした面接（プレゼンテーションを含む。）により、選定委員会において選考し、優先交渉権者を決定する。４位以下については、順位を付けない。

16 指定管理者選定基準

公の施設としての平等な利用の確保と市民サービスを継続させるとともに、民間のノウハウを十分に活用し、本施設の特性を生かした事業を安定して行うことのできる物的能力及び人的能力に優れた団体を、次の基準により選定する。

- (1) 公の施設としての平等な利用の確保とサービスの向上
- ア 運営方針
 - (ア) 条例の趣旨を踏まえた施設管理の基本方針
 - (イ) 施設利用者の平等な利用の確保の方針
 - イ 利用者サービスと安全性
 - (ア) 施設利用者の利便性向上に関する方針
 - (イ) 適正な施設の開館日、開館時間
 - (ウ) 適正な利用許可業務の遂行及び施設の利用料金設定
 - (エ) 施設保全に向けた破損、消耗の予防対策

- (オ) 施設利用者の安全確保
- (カ) 個人情報保護、情報公開に関する取組
- (キ) 苦情処理への対処方法
- (ク) 管理上必要な外部委託業務の方針とその内容
- (2) 施設の特性を生かした事業計画と経費の縮減の実現
 - ア 事業計画
 - (ア) 市施策の反映や施設の特性を生かした事業の基本的方針
 - (イ) 年間自主事業計画の方針とその内容
 - (ウ) 施設のPR活動等の方針
 - (エ) 施設利用者数増加についての方針及び具体的な目標値やその根拠
 - (オ) 物品等の地元調達を含めた地域活性化の方針
 - (カ) しまなみ海道等の観光資源とのリンク
 - イ 収支予算
 - (ア) 指定予定期間内の年度ごとの収支及び全体の収支計画
 - (イ) 収支計画のなかで、経費縮減に関する取組や工夫
- (3) 事業を安定して行う物的能力及び人的能力
 - ア 経営実績
 - 類似施設の運営実績等
 - イ 人員配置計画
 - (ア) 施設の管理運営体制
 - (イ) 職員配置方針及び配置人数
 - (ウ) 管理・運営に必要な資格取得者の配置予定
 - (エ) 職員研修の計画
 - (オ) 職員の地元雇用に関する方針

17 選定結果のお知らせ

提案者全員に対して、選定結果に選定理由を付して、電子メールにて通知する。

18 その他注意事項

- (1) 共同企業体による提案

共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。また、尾道市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体すべての構成員に対して行ったものとみなす。
- (2) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（現地説明会・面接・公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。
- (3) 重複提案等の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできない。また、ひとつの団体等が、

複数の共同企業体に加わることもできない。

(4) 提案に関する費用負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、尾道市は、優先交渉権者の選定結果の公表、指定手続等に必要な場合には、提案書の内容を使用できるものとする。

(6) 提案書の取扱い

尾道市が受理した提案書は、返却しない。

(7) 提案書の変更

一旦尾道市が受理した提案書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めない。

(8) 参加辞退

参加表明者が提案を辞退するときは、必ず、辞退届を提出すること。

(9) 提案辞退

提案者が辞退することは、理由の如何にかかわらず認めない。万一、提案者が辞退した場合、提案者は、尾道市が被った損害について、賠償しなければならない。

(10) 2段階選抜

参加表明者が6団体を超えた場合、2段階選抜とすることがある。2段階選抜とした場合、日程及び提案書式を変更し、参加表明者全員に別途通知する。

19 問い合わせ

尾道市教育委員会教育総務部生涯学習課スポーツ振興係（担当者 坂田）

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号（教育会館3階）

電話 0848-20-7499

E-mail sposhin@city.onomichi.hiroshima.jp

用語集

- 1 契約保証金：民法（明治29年法律第89号）第420条に規定する賠償額の予定、違約金のこと。
- 2 銀行保証：金融機関が発行する、連帯保証書のこと。
- 3 履行保証保険：損害保険会社が取扱う保険のこと。
- 4 応募予定者：募集要項等の配布資料を受理した者
- 5 提案者：期限までに、提案書を提出した者
- 6 優先交渉権者：選定委員会によって、最も優れた提案を行ったとされる提案者のこと。
- 7 関係市職員：問い合わせ先に在籍する職員（会計年度任用職員を含む。）その他当該公募に関係する職員

別紙

尾道市マリン・ユース・センター施設概要

No.	施設等	構 造 等	添付資料等
1	施設配置	—	図 1 施設配置図
2	アリーナ (事務室、会議室、更衣室、トイレ等を含む。)	鉄筋コンクリート 敷地面積 1,900.00m ² 延床面積 995.40m ²	図 2 アリーナ 平面図
3	艇庫 (附属設備) ・クレーン	鉄筋コンクリート 敷地面積 1,060.70m ² 延床面積 196.00m ² <舟艇> (1) O・Pヨット 12艇 (2) 1人乗りカヌー 13艇 (3) 2人乗りカヌー 8艇 (4) 3人乗りカヌー 1艇 (5) B&Gカッター 2艇 (6) 12フィートヨット 2艇 (7) ダブルスカル 1艇 (8) ローボート 2艇 (9) セールボート 4艇 (10) 420級ディンギー 3艇 (11) MEGA SUP 2艇 (12) SUP 10艇 <その他> (1) 水陸両用車いす 2ヶ (2) ビーチマット 5ヶ	図 3 艇庫平面図
4	海浜キャンプ場	敷地面積 2,037.00m ² 10サイト (1サイト64m ²) 7サイト (予備サイト) 炊飯棟	図 4 炊飯棟平面図
5	屋外トイレ	鉄骨コンクリート 延床面積 76.5m ² 男性用 大2基、小3基 女性用 大3基、 小 (子供用) 1基 多目的 1基	図 5 屋外トイレ 平面図
6	遊具・芝生広場	敷地面積 2,396.00m ²	
7	駐車場	敷地面積 1,900.00m ² 約72台	